

## 第15期第8回福岡県情報公開審査会次第

日時：平成27年8月24日（月）10時00分～

場所：県庁行政棟特9会議室

### 1 開 会

### 2 審 査

(1) 「特定県営住宅の管理人名簿等の部分開示決定処分等に対する異議申立て」

(意見陳述・答申案)

(2) 「福岡県公安委員会認定自動車運転代行業者データベースの部分開示決定処分に対する審査請求」(論点整理)

(3) 行政不服審査法の全部改正に伴う公文書開示決定等に係る不服申立制度の在り方について

### 3 その他の事項

### 4 閉 会

#### 〈資料〉

- 審査案件一覧
- 会議録（案）（平成27年7月27日 第15期第7回審査会）

#### 〈別冊資料〉

資料1 行政不服審査法の全部改正に伴う公文書開示決定等に係る不服申立制度の在り方について（諮問）

資料2 行政不服審査法の全部改正の概要

資料3 福岡県の公文書開示決定等に係る不服申立制度の在り方について

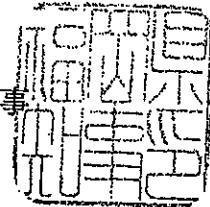
資料4 行政不服審査法の全部改正に伴う公文書開示決定等に係る不服申立制度の在り方について（答申）（案）

資料5 行政不服審査法・新旧対照表

27 広第674号  
平成27年7月29日

福岡県情報公開審査会  
会長職務代理者 吉村 敏幸 様

福岡県知事



行政不服審査法の全部改正に伴う公文書開示決定等に係る  
不服申立制度の在り方について（諮問）

行政不服審査法が、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、昭和37年の制定以来抜本的に改正され、平成26年6月に公布、平成28年4月に施行予定とされています。

同法の全部改正に伴い、福岡県情報公開条例の所要の規定の整備のほか、新たに審理員による審理手続が導入されたことに伴い、同条例に定める不服申立制度の在り方について検討する必要があります。

については、同条例の規定内容、運用の実態等を踏まえた、本県における公文書開示決定等に係る不服申立制度の在り方について、貴審査会の意見を賜りたく、諮問します。

## 資料2

### 行政不服審査法の全部改正の概要

#### 1 改正の趣旨

##### (1) 公正性の向上

###### ア 審理員による審理（法第9条）

職員のうち、処分に関与しない者が、審査請求人及び処分庁の主張を公正に審理

証拠書類等の求め、争点及び証拠の整理、口頭意見陳述の主宰、参考人陳述・鑑定等の採否の決定、提出書類等の閲覧・交付の適否の判断、審理手続の終結の判断、審理手続の結果の整理、審理員意見書の作成

###### イ 第三者機関による点検（法第43条）

審理員は審査庁の職員であることから、客觀性が必ずしも十分に担保されないため、裁決について、有識者から成る第三者機関がその妥当性をチェック

###### ウ 審査請求人の権利の拡充

証拠書類などの謄写、口頭意見陳述における処分庁への質問など

##### (2) 使いやすさの向上

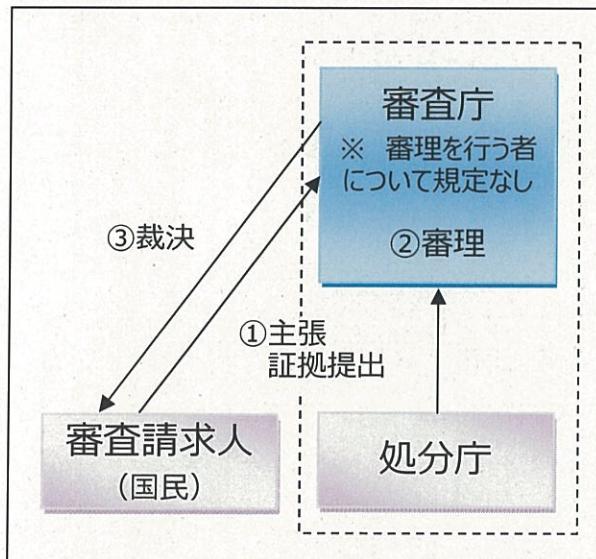
###### ア 不服申立期間を60日から3か月に延長（法第18条）

###### イ 不服申立ての手続を審査請求に一元化

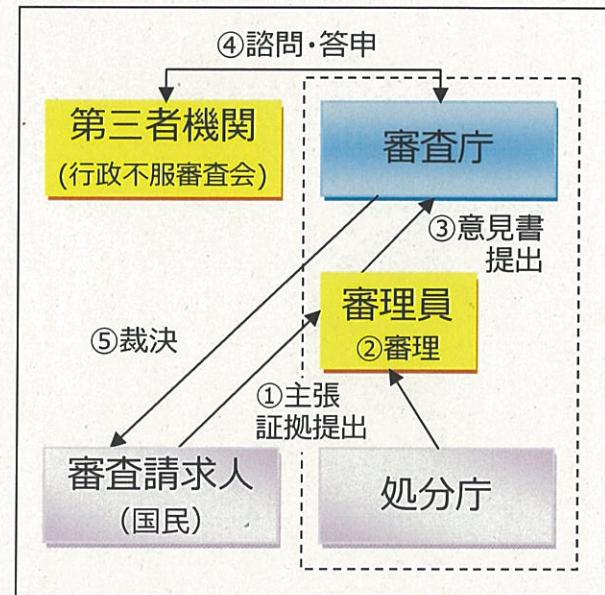
###### ウ 標準審理期間の設定（第16条）、争点・証拠の事前整理手続の導入（第37条）などにより、迅速な審理を確保

###### エ 不服申立前置の見直し

#### ＜現行＞



#### ＜改正後＞



実質的審理は審理員が行い、第三者機関は審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックする。

## 2 「審理員」及び「行政不服審査会」の実施機関ごとの適用の有無

### (1) 審理員の指名が不要な場合

- ア 行政委員会又は附属機関が審査庁である場合（法第9条第1項第3号）
- イ 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合（法第9条ただし書）
- ウ 審査請求を却下する場合（法第9条ただし書）

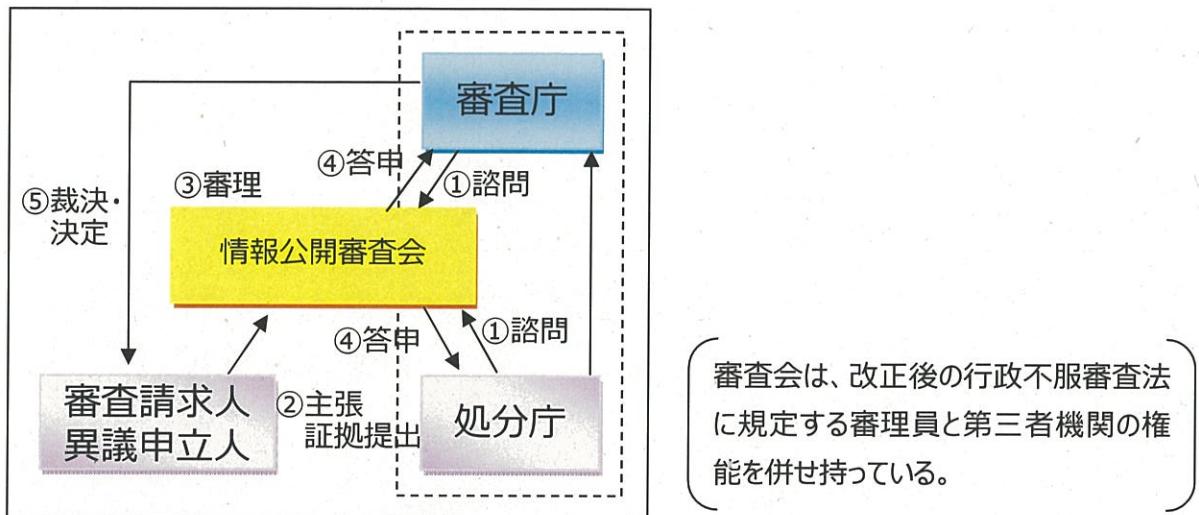
### (2) 行政不服審査会への諮問が不要な場合

- ア 審査庁が地方公共団体の長以外の場合（法第43条第1項本文）
- イ 処分の前に合議制の第三者機関の議を経た場合（法第43条第1項第1号）
- ウ 裁決の前に合議制の第三者機関の議を経た場合（法第43条第1項第2号）
- エ 審査請求人が希望しない場合（法第43条第1項第4号）
- オ 行政不服審査会が諮問不要と認めた場合（法第43条第1項第5号）
- カ 審査請求を却下する場合（法第43条第1項第6号）
- キ 審査請求に係る処分の全部を取り消す場合（法第43条第1項第7号）

| 実施機関 |   | 審理員    | 行政不服審査会 |
|------|---|--------|---------|
| 1    | 知事  | ○      | × (2)ウ  |
| 2    | 議会（議長）  | ○      | ×       |
| 3    | 公営企業の管理者  | ○      | ×       |
| 4    | 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会 | × (1)ア | × (2)ア  |
| 5    | 警察本部長   | —      | ×       |
| 6    | 地方独立行政法人  | ○      | ×       |
| 7    | 福岡県住宅供給公社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社                                   | ○      | ×       |

## 福岡県の公文書開示決定等に係る不服申立制度の在り方について

## &lt;情報公開制度における裁決・決定までの流れ&gt;



論点：情報公開制度に係る不服申立てに関して、

- ① 条例に特別の定めを設けて現行制度と同じ仕組みを維持するか
- ② 新行政不服審査法の定めに従うか

## &lt;ポイント&gt;

- 情報公開制度に係る現行の不服申立て手続においては、すでに法の改正の趣旨が担保された仕組みができている。
 

处分に関与しない第三者機関である審査会が、実施機関からの諮問に基づき、不服申立て人による意見陳述や必要に応じた調査を行う権限を有し、また、インカメラ審理を行うなど、公平、公正に審議を行っている。
- 福岡県の情報公開制度においては、昭和61年から、審査会が不服申立ての処理を行っており、今後も、各委員の知見及び積み重ねられた過去の答申を参考とした適正な答申により、審査庁の裁決について公正性を担保することが、条例の統一的な運用の面からは望ましい。

参考：今回の行政不服審査法改正を受け、国の情報公開制度においては、審理員による審理手続に関する規定の適用除外を規定している。